

桑名市告示第90号

桑名市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

桑名市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年桑名市告示第179号）の一部を次のように改正する。

別表視覚障害者用体重計の項対象者の欄中「（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）」を削り、同表視覚障害者用拡大読書器の項性能等の欄中「映し出せるもの」の次に「（音声読み上げ機能を含む。）」を加え、同項対象者の欄中「読む」を「認識する」に改め、同表視覚障害者用時計の項対象者の欄中「視覚障害者2級以上の者。」を「視覚障害2級以上の者」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。